

会 議 録

会 議 録	平成 26 年度 第 1 回 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議	
開 催 日 時	平成 26 年 10 月 9 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分	
開 催 場 所	山陽小野田市役所 3 階 大会議室	
出 席 者	養護老人ホーム長生園 今 田 格 山陽小野田市社会福祉協議会 岡本 志俊 市 民 代 表 金光 康資 山陽小野田市民生児童委員協議会 河口 軍紀 小野田在宅介護者の会とらいぼっど 佐伯 友枝 厚狭郡医師会 田中 俊朗 山陽小野田市小野田歯科医師会 多原 康成 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 中島 嘉哉 山口県作業療法士会 信久 美佐子 小 野 田 医 師 会 萩田 勝彦 山陽小野田市老人クラブ連合会 平 田 武 山陽ボランティア連絡協議会 水田 愛子 小野田在宅介護者の会とらいぼっど 村田 晴美	
欠 席 者	市 民 代 表 麻野 美智子 山口県理学療法士会 江 本 尋美 小野田ボランティア連絡協議会 尾 崎 燎子 特別養護老人ホーム高千帆苑 川 野 広子 厚狭歯科医師会 野 村 忠正 山陽小野田薬剤師会 藤 原 哲 山口県看護協会小野田支部 沖 田 由美 宇部フロンティア大学 溝 田 順子	委 員 数 21 人 出 席 者 数 13 人 欠 席 者 数 8 人
事務担当課 及び職員	健康福祉部長 河合 久雄 高齢障害課長 兼本 裕子 高齢障害課主幹 川上 公志郎 地域包括支援センター所長 尾山 貴子 高齢福祉係主査 坂根 良太郎 介護保険係主査 河上 雄治 地域包括支援センター主任 荒川 智美 介護保険係主任 松本 啓嗣	
会 議 次 第	1 辞令交付 2 会長及び副会長の選出 3 議事（審議事項） （1）第 6 期山陽小野田市高齢者福祉計画策定の流れ （2）第 5 期山陽小野田市高齢者福祉計画の現状報告について （3）第 6 期山陽小野田市高齢者福祉計画策定に向けての調査報告について （4）介護保険制度の改正について 4 その他	

<p>会 議 結 果</p>	<p>1 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○辞令交付を行った。 ○健康福祉部長のあいさつがあった。 ○会議成立の報告があった。 ○配布資料の確認があった。 <p>2 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会長を萩田委員、副会長を河口委員で選出した。 <p>3 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの項目について、事務局が内容説明を行った。 <p>質疑応答については以下のとおり。</p> <p>2 第5期高齢者福祉計画現状について</p> <p>会 長：資料1の2の3ページについて、高齢者夫婦世帯というのは具体的にどういう構成になっている世帯ですか。高齢者同居世帯とは違うんですか。</p> <p>事務局：高齢者のご夫妻のみになります。高齢者同居世帯というのは子どもとかがおります。</p> <p>会 長：アからイを引くと、単身及び高齢者同居世帯になるという表ではないのですか。アからイを引いて、これになるのでは。</p> <p>事務局：アからイを引いたものが単身世帯と高齢者同居世帯です。</p> <p>会 長：高齢者同居世帯というのは老老だけということですか。夫婦だけの世帯ですか。</p> <p>事務局：アのほうが高齢者親族のイの世帯ということになるので、一般世帯の中で高齢者以外の方がいらっしゃる世帯です。混合しているということです。この中には高齢者のみの方もいらっしゃいます。高齢者夫婦だけの世帯を引いたら、単身の方が高齢者と同居されている、アの中でさらに絞った数字になります。</p> <p>会 長：援護が必要な世帯というのは、単身と高齢者夫婦世帯が必要が多いと思うんですよ。それは結局、3番アからイを引くと……</p> <p>事務局：国勢調査の数字を引用しておりますので、含まれるのはここまでのことです。そこから引くと高齢者同居世帯が含まれてしまうので、そこまでが数字で表せるところです。先ほど言われるように高齢者単身だけの世帯と言われますと、数字が出てきません。</p> <p>委 員：資料1の3の2ページの利用状況4のところですが、単</p>
----------------	--

純計算で利用総額から利用人数を割ったということですか。

事務局：そういうことになります。

委員：単純に割って2.5倍でいいのですか。利用人数とか支援とか人数が多い施設サービスを受けない支援の方とかいらっしやいますか。介護度が軽ければ使用限度額も少ないというか、その中で同時でそれを比較したものなのか。

事務局：ここで表したい数字というのが介護保険で給付しているひと月分の金額の内訳なんです。単純に施設サービスがいくらで、居宅がいくらとかだけでだとわからないので、平均で出しているわけです。

委員：要介護5の人が在宅の人と施設の人で2.5倍なのだろうかとか、その辺がどうなんだろうかなど。数字をトータルで含んでしまうと、軽い人が全部総括になってしまうと、本当に2.5倍に、在宅と施設とに本当に倍率が違うのかなど。これを見るとあくまでも要介護5の人も2.5倍違うみたいな印象を受けてしまったので、単純に施設サービスがかかるといわれれば、そうなんですけど。限度額等を加味すると、実際そこまで限度額で使われない部分もあるので、どうなのかなど。

事務局：こちらは保険者なので視点が違って、実際に払う保険給付で考えておりますので、支払いが決まっている保険給付対象額で保険料が決まってしまうわけですから、その中での範疇の話になってきています。

委員：老老介護、独居老人のことで日々苦勞しています。市内の高齢者独居世帯などの把握ができていますか。ケアマネさんとかの個々サービスがばらばらになっているんです。行政が人と人数と場所の把握をまずしていただきたい。市に行けばすぐケアマネを紹介してくれるとか、市が把握する柱になっているのか。

事務局：後ほど説明の中に入ってきますけど、先ほどの一人暮らしの状況というのは毎年民生委員さんの協力を得て、ご本人の拒否がない限り、毎年全件調査をさせていただいて、その方のニーズとか連絡先とかを聞き取って、そのデータを集約しております。

委員：年一回ですか。

事務局：年一回です。

委員：独居の方は年一回行ったら、大丈夫かという問題ですよ

ね。

事務局：調査に関してはというふうに理解して頂きたいと思えます。

委員：もう少し詳しく、本人が自分のことはほっといてくれと言われれば、それはいいですよ。行政のサービスを必要となった人の所在、連絡先などをきちんと市は把握していただきたい。そうでないと医療機関も動けないですよ。対応お願いいたします。

事務局：調査をさせていただいた後、そのデータというのは全部集約しておりますので、どこに一人暮らしの方がいらっしゃるって、その方の連絡先がどこで、その方がどういうサービスを利用されているというのはすべて市のほうで持っております。

委員：それを活用していただいて、医療機関とかから問い合わせがあったときに、市が十分に把握し切れていない人もいらっしゃる。ネットワークの構築という、基本はまず把握ですよ。把握は市で行うと。それに対して各分野で必要なことをしていくという考え方でいいんですか。

委員：今言われたように、毎年一回は独居老人の方などのところに行って、いろんな情報を聞きながら、どういうサービスを受けているのか、今後どういうふうなものを希望するとか聞いております。そのデータは市に出して、自分も持っております。でないと地域でその人が何かあった時にどこに連絡したらいいのか、わからなくなります。連絡先については担当の民生委員は把握して、報告は出しております。ただ、今全部全部と言われましても、一軒に行って把握するのに30分、40分もかかります。調査に行けば喜んでいただけます。山口県は年一回に5月から6月にかけては、そういうふうな調査をしております。

委員：私が感じたのはこの包括マネジメントです。構築を行っている。出来ていけばいいですよ。把握が出来ていて、その人に対してどういうニーズがあるのかというのを大元が出来ているかどうかというのをお聞きしたかった。

事務局：御意見を参考にさせていただいて、6期のほうには反映させて行きたいと思えます。

委員：認知症にやさしい利用者登録というのがありますよね。これはマップとか一覧表があるとか市民にわかるもの

ですか。

事務局：マップは作成しておりませんが、市のホームページに載せております。またお願いしている事業所には目印としてロバのマークのステッカーをお渡しして、それを貼ってくださいとお願いしておりますので、注意して見ていただくと貼ってある病院とかあります。

委員：資料2の3ページ。機能訓練の実績が大幅に下回っていると書いている。確かに表を見ると下がっていますね。利用者の自立支援が目的に介護保険で、このリハビリの利用が下がっているのはなぜなのでしょう。経済的な問題があるのではないのかと思うんですが。結構高くなるので。なぜこれだけ下がるのでしょうかね。リハビリで訪問に入っていただいて、指導されると介護者は負担なんですよね。ああして下さい、こうして下さいと言われるそのものが。むしろ寝ていてもらう方が楽なんです。その中でこれはどう解釈すればいいのか。下がっている原因はなんなのでしょう。

事務局：はっきりしたことはわからないのが現状なのですが、通所介護等でもリハビリに近いサービスが増えているのがひとつと、医療のほうの積極的なリハビリというのも数字に影響してきているのではないのかと思います。

委員：医療のほうのリハビリは日にちで切られていますよね。その後、そういう人たちは続けたいわけなんです。それにもかかわらず、これが落ちているのはリハビリの内容に問題があるのか、医療と介護のリハビリが同じだとは考えられないので、そこに問題があるのか、経済的な問題があるのか、それとももういいのか、何なのでしょう。

事務局：もういいというのはないと思います。ほかに替わるものが出てきているのではないかと思います。これについては、よく調べていきたいと思います。

委員：声としては全然違うと言われるんですよね。介護のほうのリハビリは。

事務局：傾向としての回答にはならないかもしれませんが、訪問介護を利用してのリハビリを受ける方も結構いらっしゃいます。できれば通所につなげるという前提の訪問です。そういった意味合いもあると思います。

委員：訪問リハビリが落ちているんですよね。だから。いっぱいいろんな事を言われるのかなど。本当に大変なんで

す。家で介護プラスリハビリもやってくださいと言われると。その辺にもあるのかなど。何かいい方法があれば。

委員：今、高齢者だけでなく、児童を含めて地域の見守り体制が特に必要になってくるのですが、その他の事業の中にも友愛訪問とか老人クラブとかやっておりますが、どんどん老人クラブの数が減ってきている実情、人数も減っていると聞いております。それからふれあい型の配食サービス等も皆高齢者がやっておられるわけですけど、今の社会、子供がどんどん少子化になる関係かどうかわかりませんが、女性の社会進出と言って、みんな働けど。高齢者も生涯現役で、とにかく元気でこしたことはないのですが、やはり高齢者もどんどん働いている状況。昼間、町の中を見ると、ほとんど高齢者だけ。それも元気な高齢者がだんだん少なくなっていて、将来的に考えていくと、これがさらに進んでいく、地域のネットワークというのは出来なくなってくるのではないのかという恐れがあります。今回、将来につなげる高齢者保健福祉計画を考えるのならば、その辺の地域の昼間に元気な高齢者がいない状態の中で、本当に老老未満にもいいところになってくるような感じもしないわけです。そういうふうなことを考えたときに今回の計画がどういう位置付けを今からの見守り体制というのが持っていけるのか、この辺のところ真剣に考えていかないと、掛け声だけになってしまう可能性もあるような気がします。そういうことで、今大切なこと、行政に何もかもというわけにはいきません。やっぱり地域で見守るとことは、見守っていかなければいけないけれど、昼間、見守る人がまったくいなくなるような現状も政策的にもそういうふうになっておりますので、そういうことをどう考えて、どう位置付けていくかということもとても大切な今回の計画にあるのかなと感じております。特にこの中で表の中で子供の配偶者が介護がゼロと書いてあるんですよ。これもひとつのあらわれなんではないでしょうか。子供の配偶者が勤めに出て、介護は一切していない。この市内でゼロという、1ページの一番下の表、非介護者との続柄で0.00%。本当にびっくりしました。地域の見守りのネットワークをどう位置付けるかということはこの計画の中に少し第一歩を記載するといいなと感じました。

事務局：これは後ほど説明させていただくところですが、この資

料1の4に関しては、老老介護を行っている世帯への実態調査になっております。

委員：そういう意味なんですね。わかりました。

事務局：例えば、70ぐらいの配偶者と100歳ぐらいの組み合わせもあろうかと。その結果です。

委員：私はただ配偶者の見守りがゼロと思ったから。えっと思ってびっくりしました。

事務局：3番 説明

委員：お願いなんですけれども。それと調べていただきたいんですけれども。認定についてですけれども。介護度1から2に上がった時に利用可能日数が23日から22日に1日減るんですね。そんなおかしいことがあるんだろうかと思うので、ちょっと調べてもらって、包括のほうからいただいた資料の中にきちっと介護保険のほうはなっています。介護度が上がるということで、限度額は限度額いっぱい、いっぱい利用するんですけれども、限度額は上がっているんですよ。上がっているんですけども、利用料が増えていることによって、実質自己負担が上がるんです。上がるけれども、利用日数は減るといふ谷間が出来ていますので、そこを何とか補てんしていただける、介護保険のことなので市に言っても駄目かもしれないけれども、そこで何とかどうにか助けていただけるような方法を、そのためにそういうことが起きることによって1日預けることが出来なくて、介護度が上がることによって、介護者への負担が増えるんですね。そんなおかしなことって、あるんだろうかと思うんですけれども。そのあたりを何とか助けてもらえたらと思います。それと介護度が動くんですね。認定ごとに。2ぐらいの差があって、1ぐらいであればわかるんですけれども。2上がる、変更申請出したら、2今度戻るとか。よその市でも起こっているようなんですけれども。もし、そういうような事があった時に、これは開示が出来ると県のほうから聞いたんですけれども、これはなぜそういうふうになったのですかということを知ることが出来ますか。家族が窓口に行ったら。

事務局：個別に回答はしております。

委員：どこがどういうふうになって、そのような認定に変わったのかということは教えていただけるわけですね。

事務局：お答えできるものについてはすべてお答えします。

委 員：できるものだけですか。なぜ変更になったかという理由が納得できればいいんですね。

事務局：介護度というのは原則介護の手間ということですので、御存じだと思いますが調査をさせていただいて、それぞれの項目を時系列に合わせて、介護を時間を設定して、その時間がどこのところに入るか。

委 員：その辺はわかるんですけども。介護度2から4に上がるとか、4から2に落ちるとか、2段階も変動するということは、本人の状態はほとんど変わらないと介護者は見ているんです。そういう状況の中でそういうことは実際よそでも起こっていますし、そういう場合になぜなのかと県に問い合わせた時に、それは見せていただきます、説明させていただきますということだったので、山陽小野田市でもそれは可能なのかと思って聞きました。

事務局：その辺の調査票がどういうふうに変わっているのかとお見せすれば、たいいていのは判断できるのではないかと思います。

委 員：わかりました。

委 員：それは何課に伺えばいいんですか。

事務局：高齢障害課の介護保険係です。

委 員：介護度1と2だけの問題なんですね。あそこだけが谷間になっているので。そこだけ調べてもらって、何とか手を打っていただければ。2に上がっておびえるようでは。そここのところだけよろしく願いしたいと思います。

会 長：支給限度額のことだったら、市が決めるのは難しいかもしれませんが。何かありますか。

事務局：私たちも調べてびっくりしてしまっただけですけども。そういう事態があることを国に挙げていかないと、仕方がないのかなと。どうしても必要な場合は緊急ショートとかというサービスがありますので。本来は対象とは外れますので、本当に必要な人のサービスが減ってしまう件に関しては、何らか考えていけるものはあれば、考えていきたいと思っています。

会 長：私は現場にいますので。例えば、部外施設を利用したいとあればなかなか難しいかもしれないんですけども。通所系のサービスを、通所リハビリステーションと通所介護はそもそも件数が違うので、通所介護のほうが安いので、どうしても利用日数ということであれば、少し安い

ところに1日を振り向けるとかということを支援計画を立てるケアマネが工夫して、今のところ乗り切っていただければと思います。

委員：ただ、認知症が入りますと、あちこち変わり歩くことが難しいんですね。その辺もあるし、いろいろ工夫されたですれども駄目でしたということでした。

会長：私のところはデイケアなので、いろんな加算を取っていますので、一般通所介護より点が高いので、今おっしゃったような事例が出ることもあるんですけれども。工夫してくださいとしか言えませんが。

委員：預貯金が1,000万、夫婦で2,000万の資産がある方は低所得でも棚上げと、それは至極当然です。十数年前から全国の市町で独居老人とか、老夫婦が資産を持っていると、土地を持っていると。市に委託して市が相続するという形ですか、ある人に出してもらおうと。1,000万円以上の把握とか、自己申告ですよ。持っている人に吐き出してもらおうと。そうしないと、若い子育て世代に回るお金が当然なくなりますから。所得に関してと不動産ですね、一番私昔から非常におかしいと思うことが、負担なしで医療や介護を受ける時代が長く続きましたね、その負担が今つけが回っているわけで。所得の把握、資産把握、不動産等を先進的な市町が行っている有効利用について何か御意見をお伺いしたいのですが。

事務局：この資産等の把握は手法は、詳細な事務要領は現在国のほうで検討中ございまして、まだ具体的な施策等は聞いておりませんが、今現在、対象となるものについては預金、証券等に重視されておりまして、不動産も当初国の委員会で検討されていたようございまして、今回については不動産については含めないという話を聞いております。それから、照会の方法につきましては負担限度額の申請をしていただくわけですが、申請の際に資産等については自己申告をしていただいて、そしてそれを原則申請されたものを持って対応していく形になります。ただし、いらっしゃらないと思いますが虚偽の申告があった場合の対応については罰則規定を設けていくと法令で定めると聞いております。また、資料21ページのほうにありますけれども、金融機関等に照会することも出来るようになっておりますので、この辺を随時行う中で皆さんが公平なサービスが受けれるような手順

で我々も努力をしていきたいと考えております。

委員：不動産に関しまして、確か一番初めは十数年前の藤沢市
と思うんですが、個人の価値ある不動産、土地、家屋を
市に委託すると、市が面倒見ますと、死後はその土地は
市が頂きますよというような制度。不動産に関しても、
もし子どもがおってですよ、一切面倒見ないと、金出さ
ないと、土地だけを子どもに売るという風なケースが
多々あるわけでしょ。そういうのは非常におかしいです
よね。さっき質問があった配偶者、子、または子の配偶
者は親の扶養義務があるわけですから、経済的な負担な
どもあるわけでしょう。それをせずは何もせずに公的負
担だけで、親が資産残したと、何にもしないところに行
くというケースが多々あるわけですよ。そういうケース
を排除して欲しいわけですよ。資産の把握、預貯金、証
券以外にも不動産なり、そういうものを把握して、それ
を利用していただくと。土地を売って自分の生活収入に
充てると、これは当たり前ではないですか。何でもかん
でも公的にやると。あるものは使ってもらわないとね。
今から若い世代はどうするんですか。私ほうば捨てとか
高齢者切り捨てというわけではないですよ。使わない金
を持っているのなら、使ってくれよと。そうしないと、
子どもに回る金がないじゃないですか。それを市として
もうちょっと施策として、現にそういう市町が存在して
いるわけですから。そこまで突っ込んでやらないと、こ
の人口が減っているのは、従来両市町合わせて7万近く
おったのも、もう少しで6万人、1万人減るんですよ。
この状況の中で、やっぱ持てる人は使って死んでももら
わないと。扶養義務がある子どもが得をして、たまに顔
を出すだけと。そういう人に相続税掛かるにしても、資産
や不動産が余っていると。ない人のセーフティガード
をサポートせざるを得ない。それはもっともってしても
いい。ある人は使って死んでくれということです。そう
いう方針が少しね、まあ備わっていると思いますよ。あ
る人はもっと払ってくれよと。裕福な年金生活者の限度
額が4万4千円かよと、おかしいでしょ。年金で夫婦二
人で8万と、それでも1万1千払わなければいけない。
比率としておかしいですよ。その辺の不公平感をなく
す施策を取って欲しいですね。

事務局：不動産につきましては、先ほど申しましたように国のほ

うが検討はしておりましたけれども、今回については含めないという方針が出ましたけれども、今後の検討課題ということで保留しているような状況でありますし、本市といたしましても国の動向を見ながら、委員のおっしゃるのは良く理解はできますけれども、注視しながら、そのあたりを踏まえてやっていきたいと思えます。

委員：他の市町さんもすでに行われているところもあるわけですから、山陽小野田市としては今は考えないという解釈でいいのですか。

事務局：今の所は考えておりません。

委員：みんなで考えなくてはいけない問題ですけど、今から担い手がなくなるんですよね。このまま担い手がなくなる、年寄りもいなくなる、介護の担い手もいなくなる、そのような状況の中で今度要支援が違う方に変わっていく。そうした中でボランティアは増えていかない。見ると、そういういうことが活動に入っていない年齢の方がたくさんいらっしゃるわけですね。まだ余力はあると思うんです。その方達をどうしてボランティアのほうに引っ張り込んでいくかというのは大きな課題だと思うんですけれども、ボランティアをしたことが自分に返ってくれば、みんなボランティアするのではないかと思うんです。私、何十年も前から地域通貨とボランティア預託。そういう風な制度を一緒に考えて、みんなが市民全部が子どもを含めてボランティアができるような市になっていかないかなど。よそでやっている市はありますよね。いろんな形でやっているところはある。だからそれは早く手を打たないと、この十年は間に合わない。したいと思っている方もいるけれども、してもしようがないみたいな感じで引っ込んでしまう。だけど例えば30分のボランティアをした時には、自分が困った時にその30分を返していただけるよというものがあれば、ボランティアすると言うんです、近所の人。だけど、今の状況の中ではボランティアはしないということで。しない人ばかりではないときっとないと思うので、ボランティアの育成がここにいっぱい書いてありましたけど、じゃ育成をどうやってするのかということについては、何か方向性でもあるのなら、教えて欲しいし、そう簡単にボランティアがでてくるとは考えられないです。その辺を真剣に考えて、早いとこ手を打たないと、十年経っ

たときに、みんな定年なった人たちが家の中に引っ込んだら、引っ張り出すことはすごく難しいので、何とかその辺考えて欲しいし、みんなで考えて行かなくていけない問題と思うんですけども、みんなで考えて行きましょう。

会 長：会議を終了します。

－終了－